

## 木造密集住宅地研究会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における延焼危険性及び避難困難性の高い木造の建築物が密集した住宅地（以下「木造密集住宅地」という。）に関する研究を行うため、木造密集住宅地研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市内の木造密集住宅地の抽出に関すること。
- (2) 木造密集住宅地の改善に関する調査及び研究に関すること。
- (3) その他木造密集住宅地に関すること。

### (組織)

第3条 研究会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 都市計画部長
- (2) 建築部住宅政策課長
- (3) 市長公室危機管理課長
- (4) 企画財政部政策企画課長
- (5) 都市計画部都市計画課長
- (6) 都市整備部都市整備課長
- (7) 道路部道路計画課長
- (8) 建築部建築指導課長
- (9) 消防局警防指令課長
- (10) 都市計画部都市政策課長

### (会長等)

第4条 会長は都市計画部長とし、副会長は住宅政策課長とする。

- 2 会長は研究会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (ワーキンググループ)

第5条 ワーキンググループは、研究会の指示に従い木造密集住宅地に関する資料等の収集を行うとともに、研究し、提案する。

- 2 ワーキンググループは、会員の推薦を受けた者のうちから会長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第6条 研究会の事務を処理するため、都市計画部都市政策課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。